参加者の安全確保と適切な対応について

1　基本的な考え方

栃木県中学校体育連盟主催事業（体育大会、普及奨励事業等、以下主催事業）の開催にあたり、自然災害や緊急事態（事故、食中毒）、感染症等、開催や運営に支障が生じた場合（予想される場合も含む）は、栃木県中学校体育連盟危機管理マニュアルをもとに参加者の安全を確保するとともに適切な対応を図る。

（1）主催事業の実施に際しては、参加者の安全を最優先し、日程の消化や体育大会における順位の決定等においては柔軟に対応する。

（2）災害等への対応は、行事の運営責任者のみの判断に頼らず、教育委員会等の行政、警察、消防、保健所等の外部機関との連携を積極的に行う。

2　具体的な対応（詳細「危機管理マニュアル」参照）

（1）自然災害（J アラート：弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報等含む）

①　地震や台風、竜巻、大雨等の自然災害に関しては、気象庁や県の災害対策本部から発令される情報などを収集するとともに、関係機関からの指導・助言を仰ぎ、参加者の安全を最優先とした対応を図る。特に緊急を要する状況（J アラート配信時）では、内閣官房国民保護ポータルサイトを確認し情報の収集と迅速な対応を行う。

なお、参加者の安全については、行事の期間中だけでなく、往復の移動中も考慮する。

②　落雷・竜巻に関しては、現場における迅速な対応が求められるので、危機管理マニュアルに示した内容により対応する。

（2）事　故

①　事故等が発生した場合は、必要に応じ応急処置を実施するとともに、速やかに医療機関へ搬送する手配を行う。なお、当該の学校長や保護者、関係機関への連絡も行う。また、状況に応じ警察への連絡も行う。

②　主催事業開催に際しては、競技役員が応急処置に対応できるよう事前の準備を専門部ごとにする。（AED の設置場所の確認等）EAP シートを活用

（3）熱中症・食中毒等

①　予防の徹底を図る。（うがい、手洗い、適切な水分補給等）

②　発症及び発症の疑いがある場合は、直ちに医療機関に搬送する。

③　必要に応じて、医療機関、保健所などの指導・助言を受け対応を図る。

（4）感染症等（インフルエンザ・新型コロナウイルス・ノロウイルス等）

①　参加者へうがい・手洗いを促す。

②　手指の消毒のために消毒薬を設置する。

③　健康管理、健康状態の観察（チェック）を行う。

④　感染者及び発病者については、主催事業への参加は不可とする。

⑤　濃厚接触者（感染の恐れのある者含む）の大会への出場については、状況を確認し参加各校の責任と判断に委ねる。決して無理はさせない配慮をする。

（5）光化学スモッグ（4 月～9 月）・微小粒子状物質（PM2.5…通年）等

①　光化学スモッグ・PM2.5 に関する情報を収集し、参加者の安全を最優先とした対応を図る。

②　光化学スモッグ注意報等が発令された場合、極力屋外での激しい運動は避ける。目やのどが痛くなった場合、洗眼したりうがいをしたりしてしばらく安静にする。

③　PM2.5 の注意喚起が実施された場合、屋外での激しい運動を控え、換気や窓の開閉を最小限にする。

④　痛みやしびれなどの症状、呼吸困難の症状がある場合直ちに医療機関へ搬送する。

⑤　被害が出た場合、市役所・町役場の環境保全担当課へ連絡する。

落雷・竜巻等自然災害事故の防止について

１　基本的な考え方

（１）　落雷・竜巻に関しては、現場における迅速な対応が求められるので、大会においては専門部長等の判断により適切な対応をとることとする。

（２）　落雷・竜巻の予兆があった場合は、屋外での活動は直ちに中止し、危険性がなくなると判断されるまで、参加者を安全な場所に避難させる。

２　落雷・竜巻の予兆および行事の中止について

（１）　事前に気象情報を確認し、天気予報を把握しておく。

（２）　天候の急変等の場合には迷うことなく計画の変更・中断・中止等の措置を講ずる。
雷鳴が聞こえた場合、直ちに活動を中止し、参加者（選手、監督、役員、観戦者等）を安全な場所に避難させる。

（３）　雷鳴が聞こえなくなった後、３０分～1 時間程度は再開せず安全を確認する。

３　避難・退避場所について

（１）　参加者を避難させる安全な場所については、具体名を示し、場所を限定する。

（２）　状況に応じた退避行動

〇水辺にいる場合（川原、親水公園等）→増水・落雷・突風の危険

・川原などの水辺から離れ、川の外にある建物など雷から安全な場所に退避する（鉄筋コンクリートの建物や自動車の中は雷に対して安全）

〇路上にいる場合→道路冠水・落雷・突風の危険

・路面や側溝の様子に注意しながら、近くの建物の中など雷から安全な場所に退避する。

〇周囲が開けた場所にいる場合（校庭、野原等）→落雷・突風の危険

・近くの建物の中など雷から安全な場所に退避する。テントやネットなどが飛ばされないように固定などしておく。

〇樹木の近くや下にいる場合→落雷の危険

・樹木の下での雨宿りは厳禁。近くの建物の中など雷から安全な場所に退避する。

〇安全な場所にいる場合（しっかりとした建物の中等）

・危険が過ぎるまでその場にとどまり、外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ない。

（３）　竜巻の接近を察知した時の退避行動

〇屋外にいる場合

・近くの頑丈な建物に移動する。頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされる恐れがあるので自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

〇屋内にいる場合

・窓から離れ、窓のない部屋へ移動する。部屋の隅・ドア・外壁から離れる。地下室か最下階へ移動する。頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。

※参考

・気象庁　平成 27 年改訂「発達した積乱雲による災害・事故から児童生徒を守るために」〈http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/siryo/guide.pdf〉2016.7.12 閲覧

・栃木県　平成 28 年「光化学スモッグ・微小粒子状物質（PM2.5）対策について」〈http://www.prf.tochigi.lg.jp/kinkyu/d03/documents/h28leaflet.pdf〉　2016.7.12 閲覧

・栃木県教育委員会　平成 25 年「学校における防災関係指導資料 - 東日本大震災から学んだ大地震への備え及び竜巻への備え」〈http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/education/gakkoukyouiku/shidoushiryou/documants/bousaihonpen_1.pdf 〉2016.7.12 閲覧

・栃木県教育委員会　平成 27 年「学校における新型インフルエンザ等対応マニュアル」〈http://www.pref.tochigi.lg.jp/m09/education/kyouikuzenpan/keikaku/documents/manual_270401.pdf〉2016.7.12 閲覧

平成２８年７月１４日

大地震発生時の危機管理に関する手引き

栃木県中学校体育連盟

１ はじめに

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は、多くの犠牲者並びに甚大な被害をもたらし、日本全体に大きな混乱を招いた。また、平成２８年４月１４日以降に熊本県と大分県で相次いで地震が発生している。東日本大震災では本県においてもかなりの被害を受け、今後予想される余震や東海地震に対する備えも含め、大地震発生を予測した対応策などの再検討が必要となった。

本手引きは、栃木県中学校体育連盟（以下「県中体連」とする）が主催する各種大会における防災対策と災害発生時の対応に関する心構えなどをまとめ、危機管理の指針として提示するものである。したがって、県中体連各専門部・各地区及び各中学校は、これを元に具体的な防災対策及び対応マニュアル等の作成など、適切な対策を講じるための基本となることを趣旨とする。

２ 事前の備えについて

（１） 連絡系統の確立

① 携帯電話メールアドレスの把握

ア 災害時はライフラインが途絶え、電話やパソコンメールは使えないと想定する。

イ 携帯電話のショートメールサービスは連絡手段として有効である。また携帯電話メールも比較的早く復旧する。

・ 県中体連事務局は、各理事の携帯電話番号とメールアドレスを把握し、県中体連用携帯電話に登録し常に携帯する。個人情報の取り扱いに留意する。

② 災害用伝言サービスの活用方法の確認

ア 固定電話から → 災害用伝言ダイヤル「１７１」へ発信

イ 携帯電話から → 同上（各通信事業者により違いがある）

ウ パソコンから → 災害用ブロードバンド伝言板（web171） https://www.web171.jp

③ 各学校・各部活動における防災意識を高め、緊急時の連絡方法や集合場所などを確認させる。

（２） 災害発生時の対応方法の検討

① 避難経路・避難場所の確認

ア 大会会場内の避難経路及び周辺の災害時避難場所については、事前に必ず確認しておくとともに、大会参加者に周知しておく。

② 緊急連絡網の確立

ア 関係する各学校、各専門部に緊急連絡が徹底できるように連絡方法を確立しておく。

イ 必要に応じて各大会参加校の顧問への連絡網を作成する。

３ 大会期間中に大地震が発生した場合の対応

（１） 一時避難

○ 大会期間中に地震が発生した場合、生徒の安全を第一に考え、次のようなポイントを踏まえて、冷静かつ的確に指示を出し、行動させる。

ア　まず、身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。
イ　火を使っている場合は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。
ウ　屋内の転倒・落下物、ガラスの破片等に注意する。
エ　窓や戸を開け、非常口を確保する。
オ　瓦、窓ガラス、看板等が落下するおそれがあるので、急に外に飛び出さない。
カ　ブロック塀などの倒壊のおそれのある場所へは近づかない。

（２）　避難場所への誘導と安全確保、安全な帰宅

○　生徒を避難場所へ誘導後は、以後の安全を確保しつつ帰宅方法を検討し、可能な限り早急に帰宅させる。（状況によって帰宅が不可能な場合もある）
ア　家庭または学校への連絡が可能であれば安否報告を行う
イ　家庭に連絡が取れた場合は帰宅方法を確認し、安全な方法を相談する。（可能な限り保護者に迎えに来てもらうことがのぞましい）
ウ　家庭との連絡が取れない場合は、生徒のみで帰宅させるか、そのまま待機させるか、慎重かつ迅速に最も安全な状況判断をする。

（３）　本部への連絡

①　大会開催中に地震が発生した場合は、生徒の安全確保を最優先し、生徒・教員及び関係者の安否を掌握する。
②　避難者・負傷者・行方不明者・死亡者等の数がある程度掌握できたら、携帯電話メールや災害伝言ダイヤルを利用して大会本部（事務局）へ可能な限り連絡をとる努力をする。
③　大会開催前あるいは休息日に地震が発生した場合は、専門部長・委員長が互いに連絡を取り合い、大会の延期または中止などについて決定し、本部へ連絡する。

（４）　大会の続行または中止の判断

①　大会の続行あるいは中止の決定においては、専門部長の責任において的確な状況判断を行う。
②　大地震発生により人的あるいは環境的に甚大な被害が生じた場合は中止とする。
③　現場での決定が難しい場合は、決定事項を各学校へ連絡する方法について徹底する。
④　県中体連会長の判断により、大会の一部または全部を中止とする場合もある。
⑤　大会実施の判断に関する配慮事項
ア　会場は確保できるか
イ　生徒の移動に関する交通手段は確保できるか
ウ　計画停電や断水などの影響はないか
エ　大きな余震発生の可能性はないか
オ　教育委員会など関係機関の見解・指導はあるか
カ　その他不測の事態による危険性はないか
・　土砂崩れや河川決壊、火山活動　等
・　原子力発電所からの放射能漏れ　等

（５）大会実施状況の記録

○　大会開催中（競技中）に災害が発生した場合は、以後に再開することを考慮し、大会の進行状況、試合途中経過等の記録を残すよう配慮し、どのような形で再開するかを検討するための材料とする。（途中経過の状況から再開　or ノーゲームとして再試合　等）

（６）避難時の情報収集

○　災害発生時には、可能な限り、以下のような情報収集に努める。

ア　交通情報　･･･　鉄道路線、バス路線、交通渋滞、高速道路状況　等

イ　気象情報　･･･　警報・注意報、地震の規模や震度、今後の余震の状況　等

ウ　ライフラインの切断・復旧状況

エ　救援・救護の状況

（７）対策本部の設置

①　大会期間中の災害発生時には、対応を検討するための対策本部を可能な範囲で設置する。

②　対策本部の構成員は、県中体連会長・理事長・副理事長・事務局長とするが、各自の勤務校における校務を優先するものとする。

（８）生徒の精神面に対するケア

○　災害を受けたショックにより、生徒の心には深い傷が残ることを理解し、トラウマやストレス、それらによるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）を予防するための対応を図る。

①　ＰＴＳＤとは

自然災害や事件・事故に遭遇した恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、その時の出来事を繰り返して思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などの症状が１か月以上続く状態のこと。

②　対応のポイント

ア　生徒の様子に気を配り、あわてず冷静に対応する。

イ　できるだけ安心感を与えられるような言葉かけを行う。

ウ　生徒が恐怖を感じるようなことは強制しない。

エ　「きっとよい方向に進む」という前向きな姿勢で対応する。

オ　「協力し合って、この苦難を乗り越えよう」という意識を持たせる。

カ　普段からコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くよう心掛ける。

４．災害発生後における非常事態への対応について

（１）電力供給不足による計画停電への対応

○　東日本大震災の例のように、大地震発生の影響による電力の需給逼迫状態が起きることで、電力会社が「計画停電」を実施する場合がある。このような場合は、停電状態の中での大会運営が余儀なくされたり、極端な節電対策を講じたりしなければならない。大会実施の可否判断においては、以下のような内容が満たされない場合は原則として中止とする。

①　停電や節電を行っても大会の安全面に充分な配慮ができる。

②　停電や節電を行っても運営面において充分な対応策が図れている。

③　計画停電の時間帯を把握しており、会場が複数にわたる場合であってもそれぞれの会場における計画停電の時間帯ごとの対応ができている。（会場地区との連絡を密に保つこと）

④　計画停電が生徒の集合・解散の時間帯と重なることもあるので、鉄道や公共交通機関の状況を把握し、移動については各学校で的確な指導が行われるよう指示を出せる。

⑤　大会運営において電力を必要とする機材等（照明設備も含む）をリストアップし、停電における不都合が回避できる。

⑥　節電に対しては、最大限に協力できるよう運営面において工夫する。

⑦　大会日程を変更する場合は、次のことに留意する。

ア　予備日も含めた日程調整が無理なくできるか。

イ　試合数を消化できる会場確保が可能か。

ウ　大会役員や審判員など、十分な人数の招集が可能か。

エ　参加各校や関係者への周知徹底ができるか。

（２）原子力災害への対応

○　東日本大震災後の福島第一原子力発電所の事故のように、大地震発生後には予期せぬ原子力災害が起こりうる。放射性物質は無色無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度などを知覚することが不可能である。したがって、生徒が被ばくして健康を害するおそれがある場合は、直ちに大会を中止する。その際、以下のことに留意する。

①　発生状況が緊急を要するときは、屋内待避・避難等の必要な対応を冷静に行う。

②　緊急を要す状況でない場合は、直ちに生徒を安全に帰宅させる。

③　テレビ・ラジオ・広報車・インターネット等の様々な手段で情報を入手する。

④　情報入手にあたっては、その正確性に留意し、情報に惑わされないよう冷静に行動する。

⑤　やむを得ず屋内待避する場合の対応策

ア　戸や窓を確実に閉め、空調や換気扇を止めて外気を遮断する。

イ　屋外にいた場合は、顔や手の洗浄、シャワー等により身体に付着した放射性物質を洗い流す。

ウ　保護者や学校等へできるだけ早く連絡し、救助を待つ。

参考文献

・「地震　その時１０のポイント」　東京消防庁

・「地震に対する１０の備え」　東京消防庁

・「子どもの心のケアのために」　文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

・「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」　文部科学省

・「災害時には『災害用伝言サービス』やメールをご活用ください」　総務省

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s_news/01kiban05_02000026.html　H28.7.12 アクセス